五條市介護保険事故報告事務取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、介護保険指定居宅サービス及び介護保険施設等の運営基準(平成１１年厚生省令第３７号、第３８号、第３９号、第４０号、第４１号、平成１８年厚生労働省令第３４号、第３５号、第３６号及び第３７号。以下「運営基準」という。）に基づき、介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が、五條市（以下「市」という。）の介護保険被保険者を対象として、介護サービスを提供中に事故が発生した場合の事務手続きについて定めることを目的とする。

（事故の範囲）

第２条　事業者が市へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。

1. サービス提供中に、利用者が死亡、負傷又は失踪した場合

　　ア　「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通し

て全て含まれるものとする。

　　イ　「死亡」とは、事故死亡を指し、病気死亡は報告の対象外とする。ただし、病死

でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、すべて報

告の対象とする。

　　ウ　「負傷」とは、医師の保険診療を要したもののうち、「念のため受診」の結果、加

療を要しないものを除く負傷を言い、すべて報告の対象とする。ただし、医師の

保険診療によらない負傷や「念のため受診」でも、利用者の家族等から苦情が出

ている場合は、全て報告の対象とする。

　　エ　「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察に捜索願が出された場合とする。

1. 食中毒の発生が認められた場合
2. 感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第２項から第６項まで）に定める１・２・３・４・５類に加えて、疥癬及び結核をいう。）の発生が認められた場合
3. その他の事故により、利用者の家族等から苦情が出ている場合

　（報告）

第３条　事業者は、前条に定める事故が発生した場合、事故報告書（様式第１号）により、できる限り速やか（概ね３日以内とする。）に第一報を市に行うものとする。

　　第一報には、最低、６事故発生後の状況までを記入し、提出しなければならない。

２　事業者は、第一報後、概ね２週間以内に前項の様式により、市に第二報を行うものとする。第二報は、第一報に続き、９その他特記すべき事項までを記入し、提出しなければならない。

　　なお、第二報報告時点では、当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを８再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）に記載するものとする。

３　事業者は、第二報時に必要に応じて市から求められた資料を提出しなければならない。

　（公表等）

第４条　市は、報告事項を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

２　市は、事業者が運営基準に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所及び事故内容について公表することができるものとする。

1. 事業者が事故発生を故意に隠匿している場合
2. 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
3. その他利用者保護のため、市が必要と認めた場合

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年６月１日から施行する。

　　　附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。